

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する課税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
岡山市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
岡山県岡山市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容 ※	個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者に対して課税を行うものである。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①課税資料の収集 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等を収集する。 ②賦課決定事務 収集した課税資料から個人毎に賦課内容を決定し、本人、給与支払者、年金保険者に税額の決定を通知する。同一個人に複数の課税資料が存在する場合は、名寄せ処理を行う。なお、賦課期日現在で本市に住民登録がない等、本市に課税権がないと判断した者に係る課税資料は住民登録地の市区町村に回送する。 ③扶養調査 扶養内容について誤りがないか調査する。賦課期日時点で他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し所得照会を行い扶養要件の確認をする。 ④賦課更正事務 扶養状況等の調査や本人の修正申告、税務署からの更正決議書等により賦課内容に変更があった場合は、賦課内容を変更し、税額の変更決定通知を送付する。 ⑤減免 生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は申請に基づき減免を行う。 ⑥給与特別徴収に関する事務 事業所を退職した場合など、給与からの特別徴収が不可能となった場合は、特別徴収義務者から提出される異動届出書等により特別徴収税額を変更し特別徴収義務者に通知する。また、普通徴収分の税額が発生する場合は、納税義務者に納税通知書を送付する。 ⑦年金特別徴収に関する事務 金額不足などの理由により、公的年金からの特別徴収が停止された場合は、未徴収の税額について普通徴収に変更し、納税義務者に納税通知書を送付する。また、特別徴収を停止する対象者を年金保険者に通知する。 ⑧証明事務 申請に基づき、課税内容に係る証明書を交付する。 (具体的な特定個人情報の流れについては別添1に記載。) なお、番号法においては、番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。 個人住民税業務システムと共通基盤システムの間でデータ(副本)の受け渡しを行い、共通基盤システムが中間サーバーを介して(※1)、情報提供ネットワークシステムと接続することで、符号の取得(※2)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等を実現する。 (※1)岡山市では、共通基盤システムが庁内連携・団体内統合宛名システムとしての機能を有し、一括して中間サーバーとの情報連携を行う。 (※2)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。
③対象人数	〔 30万人以上 〕 ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	宛名システム(税務システムの一部)
②システムの機能	①宛名照会機能：納税義務者、被扶養者の宛名情報(住民、住民登録外者(以下「住登外者」という。))、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。 ②住登外者の登録・更新機能：住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。 ③法人の登録・更新機能：法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能。 ④送付先等の照会・登録・更新機能：送付物の送付先、納税管理人、相続人代表、破産管財人等について、照会・登録・更新を行う機能。 ⑤口座情報の照会・登録・更新機能：口座振替の金融機関、口座番号などを照会・登録・更新する機能。 ⑥関連宛名設定機能：宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入等)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。 ⑦金融機関の照会・登録・更新機能：金融機関の照会・登録・更新を行う機能。 ⑧利用者ID対応づけ機能：電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。 ⑨住記連携機能：住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。 ⑩宛名情報ファイル作成：氏名・住所などの宛名情報を提供するためのファイルを作成する機能。 ⑪同一人チェック機能：氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。 ⑫申告書記載番号取込み・チェック機能：申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性のチェックを行う。 ⑬宛名情報連携機能：共通基盤システム(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

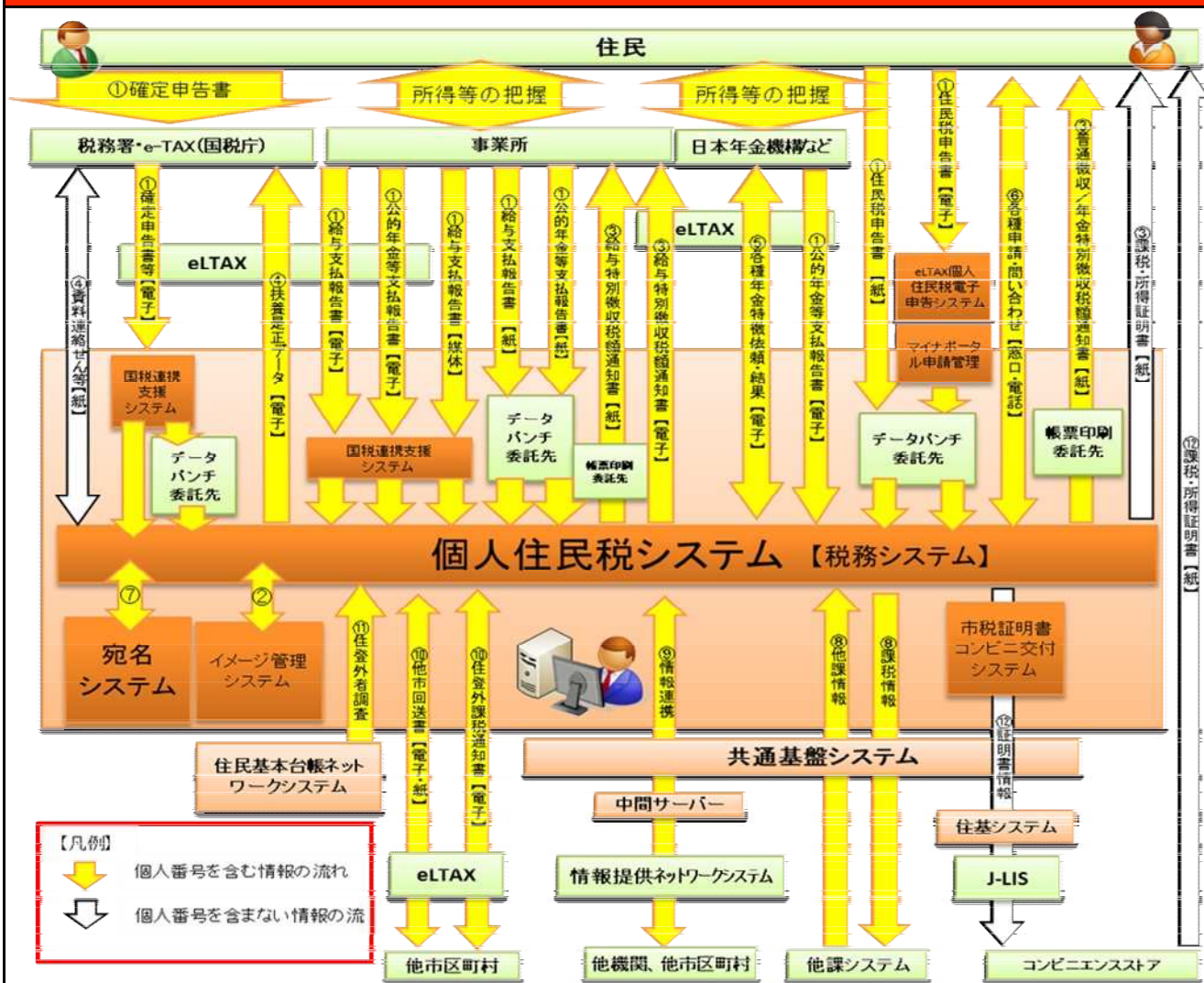
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	個人住民税システム
	用語の説明 給報:給与支払報告書 年報:公的年金等支払報告書 特徴:特別徴収 普徴:普通徴収 【A. 課税準備事務向け機能】 A-1. 給報総括表作成機能 : 給報総括表を作成する。 A-2. 新年度個人基本作成機能 : 宛名システムのデータより賦課期日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。 A-3. 住民税申告書作成機能 : 住民税申告書作成条件該当者に対し「住民税申告書」を作成する。 【B. 課税資料受付事務向け機能】 B-1. 資料登録機能 : 各種パンチデータ及び電子媒体資料の内容のチェック・宛名番号の自動付設を行い、資料テーブルへ登録する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 【C. 賦課決定事務向け機能】 C-1. 資料併合機能 : 課税資料受付事務にて登録した各種課税資料を個人単位(宛名番号単位)に併合して課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。併合時には個人番号を活用する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-2. 当初賦課データ作成機能 : 資料併合結果を基に住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-3. 当初特徴帳票作成機能 : 特別徴収税額通知書(特徴義務者用・納税義務者用)・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-4. 当初普徴帳票作成機能 : 普徴納税通知書・納付書を作成する。また普徴分と併せて年金特徴情報を納税通知書へ出力する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-5. 他システム用連携ファイル作成機能(当初分) : 当初分の他システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(共通基盤システムで連携) 【D. 賦課更正事務向け機能】 D-1. 異動特徴帳票作成機能 : 異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特徴義務者用、納税義務者用)及び各対象一覧・特徴納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-2. 異動普徴帳票作成機能 : 異動分を対象に普徴納税変更通知書・普徴納付書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-3. 他システム用連携ファイル作成機能(異動分) : 異動分の他システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(共通基盤システムで連携) ②システムの機能 【E. 調査事務向け機能】 E-1. 資料連絡せん作成機能 : 資料更正・賦課更正時に扶養否認等で、資料連絡せん作成対象とした者の資料連絡せん(地方税法第317条通知)及び、対象者一覧を作成する。また電子データとして扶養是正等データを作成する。 E-2. 住登外課税通知作成機能 : 住登外課税者を対象に、住登外課税通知(地方税法第294条第3項通知)及び、対象者一覧を作成する。

	Eー3. 市外扶養調査機能：市外の被扶養者について被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)を作成する。扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。調査の結果、未特定の被扶養者情報が判明した対象者についても被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)を作成する。 【F. オンライン機能】 Fー1. 個人基本照会・登録・変更機能：賦課期日時点の宛名を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養情報の管理を行う。 Fー2. 資料照会・登録・変更機能：資料情報の照会・登録・変更を行う。宛名番号未設分の資料データに対し宛名番号設定を行う。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 Fー3. 賦課照会・登録・変更機能：賦課情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 Fー4. 事業所照会・登録・変更機能：事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。 Fー5. 帳票発行機能：証明書、所得等回答書、事業所/家屋敷課税照会書、住登外課税通知書(地方税法第294条第3項通知)、納税通知書、普徴納付書、特徴納付書、減免決定通知書、相続人代表者指定通知書、相続人代表者指定届、扶養親族(控除)確認書(個人宛)、扶養親族(控除)確認書(事業所宛)、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)等の発行、再発行を行う。 【G. 運用管理機能】 Gー1. 管理外データ削除機能：年度別に管理しているデータに対し、管理年度外とするデータ削除処理を行う。削除対象データは外部保管用ファイルへ出力する。 Gー2. EUCデータ作成機能：EUC向けデータを作成する。 【H. その他機能】 Hー1. イメージ管理システム連携：給報電子媒体にて登録を行った資料データより給報の帳票イメージを登録するための電子給報ファイルを作成する。年報電子媒体にて登録を行った資料データより公的年金等支払報告書の帳票イメージを登録するための電子年金支払報告書データファイル、電子企業年金ファイルを作成する。資料イメージと宛名情報等を紐付けるため、資料マスタより対象者を抽出して資料キーファイルを作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	イメージ管理システム
②システムの機能	①個人住民税システム等から課税資料の電子データを受取り、課税資料をイメージ化する機能 ②課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージを検索する機能 ③アノテーション機能: イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する機能 ④紙様式の課税資料等をスキャンしデータ化する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (eLTAX、国税連携支援システム)

システム4	
①システムの名称	国税連携支援システム
②システムの機能	①所得税確定申告書等のデータ(国税連携データ)をeLTAX審査クライアントから取込み、個人住民税システム用にデータ変換を行う。 ②資料番号を採番する。 ③イメージ管理システム連携用ファイルの作成処理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (eLTAX、イメージ管理システム)
システム5	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携・団体内統合宛名システム、番号制度情報連携機能)
②システムの機能	①システム間連携機能: 庁内業務システム間のデータを連携する機能。 ②運用管理機能: 外字配信、リモート管理、時刻同期、ウイルス管理、パッチ管理等を管理する機能。 ③共通インフラ機能: 共有ファイルサーバー及びファイヤーウォール設定を管理する機能。 ④認証管理機能: シングルサインオン、アカウント管理等の認証を管理する機能。 ⑤団体内統合宛名管理機能: 団体内統合宛名番号管理する機能及び符号取得を実現する機能。 ⑥番号制度情報連携機能(システム間連携): 業務システム⇄中間サーバ間の情報連携データを中継する機能。 ⑦番号制度情報連携機能(オンライン機能): オンライン画面にて情報連携を実現する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (中間サーバー、庁内各業務システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能: 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能。 ⑨職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号が記載されることとなる。このため、個人番号を含む課税資料等の税務関係書類を受付することとなり、受付した課税資料を個人住民税システムで管理し、賦課データを作成する。したがって個人住民税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 ・申告受付等で本人確認の際に個人番号を確認する場合がある。 ・賦課データについては、共通基盤システムへ連携し、中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムを介して他市区町村、他機関にて利用される。
②実現が期待されるメリット	・添付書類の削減など事務、手続の簡素化が図られる。 ・名寄せ・突合など行政事務の効率化によって、より公平で正確な課税業務に寄与する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号法 第19条8号に基づく主務省令 第2条の表48の項 【提供】 番号法 第19条8号に基づく主務省令 第2条の表 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部課税管理課
②所属長の役職名	市民税担当課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①課税資料(確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)を受け、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、紙または電子データで提出された課税資料については、データパンチ委託業者にて個人住民税システムに取り込み可能な電子ファイルにする。この電子ファイルには個人番号が含まれる。
- ②取り込んだ課税資料について、イメージ管理システムへ個人番号を含むデータファイルを連携する。これにより個人住民税システムからイメージ照会が可能となる。
- ③課税資料をもとに、個人住民税システムで課税処理を行い通知書ファイルを作成する。作成した通知書ファイルを外部委託業者へ渡し、大量一括印刷・封入封緘を行い、特別徴収義務者若しくは納税義務者本人へ送付する。また証明書も個人住民税システムから発行するが、証明書には個人番号は含まれない。
- ④税務調査により、申告情報の誤りが判明した場合、資料連絡せん・扶養是正データ等を税務署(国税庁)へ送付する。また、課税資料の一部は税務署(国税庁)から紙様式で受け取る。
- ⑤公的年金からの特別徴収に関する各種通知情報のやりとりについて、個人番号を追加する。
- ⑥窓口や電話による問い合わせ時、本人確認が必要な場合は基本情報に加え個人番号を確認する。
- ⑦宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。また課税資料より個人番号を取得し、宛名システムで保有する個人番号と宛名番号の紐付けテーブル作成用データを連携する。
- ⑧当初課税時、異動締め時に他課システム向けデータを作成し提供する。また既存住基システム・介護保険システムなどから個人住民税の課税・調査に必要なデータを連携する。
- ⑨当初課税時、異動締め時に所得・控除・税額・扶養情報を共通基盤システム経由で中間サーバーへ連携する。また情報提供ネットワークシステムより他機関、他市区町村の情報を参照する。
- ⑩他市区町村へ資料の回送(個人番号含む)、住登外課税通知書(地方税法第294条第3項通知)(個人番号含む)を送付する。
- ⑪住民基本台帳ネットワークシステム端末を利用して、住民登録がない者の個人番号を調査する。
- ⑫コンビニエンスストアで所得証明書等の交付を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
その必要性	正確かつ公平、公正な個人住民税課税業務を行うため
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報:本人確認、資料の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号):個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報:住民税の課税に必要(住民日の賦課期日判定など) ・連絡先:納税義務者への問い合わせに必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報:住民税課税に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:住民税課税事務を公平かつ適正に行うために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財政局税務部課税管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署（ 料金課、区政推進課、介護保険課、国保年金課、医療助成課、生活保護・自立支援課、障害福祉課、こころの健康センター等 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等（ 国税庁、年金保険者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人（ 他市区町村 ） ☐ 民間事業者（ 給与支払報告書提出義務者、年金保険者 ） ☐ その他（ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他（ eLTAX、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル申請管理 ）
③入手の時期・頻度		【本人又は本人の代理人、給与支払者及び年金保険者からの入手】 ・確定申告書、住民税申告書の受け付けごと（毎年2月中旬～3月中旬が申告期間） ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書の受け付けごと（毎年1月末が提出期限） 【庁内連携により入手】 ・住民の個人番号については、住民記録システムで異動した際に連携し入手する。 ・年金特徴の対象者でなくなった者（死亡等）に関するデータを毎月入手する。 【上記以外】 適宜入手する。
④入手に係る妥当性		個人住民税の賦課決定及び賦課更正のため、法令等の範囲内で申告等の課税資料を収集する必要がある。また、申告内容等の確認が必要になれば、税務調査により情報を収集する必要がある。
⑤本人への明示		各種課税資料の入手については、地方税法第45条の2及び第317条の2（申告書の提出義務）、同法第317条の6第1項（給与支払報告書の提出義務）、同法同条第4項（公的年金等支払報告書の提出義務）等に規定されている。なお、情報提供ネットワークシステムによる入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項において規定されている。
⑥使用目的 ※		より適正かつ公平な個人住民税課税の実現のため、課税事務を正確かつ効率的に実施するため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部課税管理課、各区市税事務所、各支所、各地域センター、各市民サービスセンター、各市民サービスコーナー
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		【課税資料受付、登録事務】 ・確定申告書、給与支払報告書等の課税資料に記載された個人番号を取得し、内部識別番号と紐付けし登録する。 【賦課決定事務】 ・同一人の課税資料が複数存在する場合は、併合処理を行う。 【調査事務】 ・本市以外に居住する控除対象配偶者、その他扶養親族について控除要件の確認を行う。 ・生活保護受給情報、障害者情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し非課税判定、減免申請内容の確認等を行う。 【証明事務】 ・申請に基づき課税内容等の証明書を発行する
	情報の突合 ※	個人番号と内部識別番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	納税義務者数、調定額などの統計処理は行うが、特定の個人を判別し得るような統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税の賦課及び更正決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		個人住民税システムの保守業務
①委託内容		個人住民税システムに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人及びその扶養親族。 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者。
	その妥当性	障害分析やシステム改修の際にデータを検証する必要がある。
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (岡山市の指定する場所におけるシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に入札結果を市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		富士通岡山市市税システム共同企業体
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先と法に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたうえで、その妥当性を確認する。
	⑨再委託事項	ハードウェア・ソフトウェアの保守作業や運用支援を行う。また、障害対応や法制度改正時のシステム改修も行う。

委託事項2～5		
委託事項2		課税資料のデータバンチ
①委託内容		紙または電子データで提出された課税資料(確定申告書、住民税申告書等)から税務システムで利用できる電子データファイルを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	①賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人 ②本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
	その妥当性	限られた期間内で大量の課税資料を入力する必要があるため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に入札結果を市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		未定
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		給与支払報告書等の入力関連業務
①委託内容		給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の受付、内容審査、イメージ読み取り、システム登録用のデータ作成など
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	①賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人 ②本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者 ①、②のうち、課税資料が紙様式により提出された者
	その妥当性	限られた期間内で大量の課税資料をシステムに登録する必要があるため
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (岡山市の指定する場所におけるシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に入札結果を市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		未定
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先と個人情報保護に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託する場合は事前に申請し、本市の承認を受けることを義務付ける。また、個人情報の外部提供を原則禁止する。
	⑨再委託事項	給与支払報告書データ等の入力業務の一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (62) 件 [☐] 移転を行っている (15) 件 [] 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムにより提供する提供先は、別表提供先一覧を参照
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	番号法第19条8号に基づく主務省令 第2条の表に定める業務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税特定個人情報ファイルに記載されている者のうち、提供先において必要となる者。
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供
提供先2～5	
提供先2	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収税額を特別徴収義務者が確認する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (eLTAX) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	毎年5月に当初課税額を通知。その後、更正事由が発生する都度。(原則として月2回)

提供先3	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額を特別徴収義務者が確認する。
③提供する情報	年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の対象となる年金所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTAX ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税額を年1回通知。その後、更正事由が発生する都度。
提供先4	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税に係る扶養控除情報等の確認
③提供する情報	所得、扶養控除等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税に係る扶養否認対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTAX ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先5	納税義務者(納税管理人等を含む)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人住民税額を納税義務者本人若しくはその代理人が確認する。
③提供する情報	個人住民税に関する賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTAX ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎年6月に当初課税額を通知。その後、更正事由が発生する都度。(原則として月2回)

移転先5	保健福祉局保健福祉部国保年金課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	国民年金制度の運用に関する業務
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先6	保健福祉局保健福祉部国保年金課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	国民健康保険制度に関する業務
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先7	保健福祉局保健福祉部医療助成課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項
②移転先における用途	福祉医療制度に関する業務
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	☐ 〇 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先8	保健福祉局保健福祉部医療助成課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	後期高齢者医療制度に関する業務
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	☐ 〇 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

移転先9	保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	障害者に係る福祉業務
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先10	保健福祉局保健福祉部こころの健康センター
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	精神保健に関する業務
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先11～15	
移転先11	保健所感染症対策課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	予防接種業務
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先12	保健所健康づくり課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	保健業務(老人保健、母子保健)
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

移転先13	岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	児童手当、児童扶養手当等の児童福祉業務
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先14	岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課
①法令上の根拠	岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	母子父子寡婦福祉資金貸付業務
③移転する情報	個人住民税に関する賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人 ・本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜岡山市における措置＞ ・岡山市の管理するデータセンターに設置したサーバーに保管する。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ＜個人住民税システムにおける措置＞ ・特定個人情報は、サーバー室に設置された個人住民税システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージに保存する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・特定個人情報は、サーバー室に設置された共通基盤システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージ及びLTO媒体に保存する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	法定されている更正期間に対応するため。
③消去方法		＜岡山市ににおける措置＞ ・サーバーに保管したデータは、保存期間を超えたら消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者又は岡山市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜個人住民税システムにおける措置＞ ・保管期間を超えたデータについて、システム上で一括消去する。（データベースから物理的に削除する。） ・ディスク交換やハード更改等の際は、個人住民税システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・共通基盤システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム（事務）の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハード更改、LTO媒体の廃棄等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者又は岡山市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙 参照

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税特定個人情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・申告、届出の窓口において、本人確認書類（身分証明書等）や申告、届出内容の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・情報登録の際には、対象者以外の登録を行わないように、二重チェックを実施する。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・情報登録の際には、必要な情報以外の登録を行わないように、二重チェックを実施する。 ・必要な情報以外の登録ができないように、個人住民税システムにおいて入力項目等の制御を行っている。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止する。 ＜庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置＞ 庁内連携による入手の場合、根拠法令等確認のうえ、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・住民がマイナポータル申請管理の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・申告、届出等を受ける場合は、法令等により定められた様式に限る。また、本人の個人番号カード、通知カード又は身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。 ・本人の代理人による申告、届出等を受ける場合は、必要に応じて委任状等の確認を行う。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、不適切な方法による入手を防止する。 ＜庁内システム間連携による入手（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置＞ 庁内連携による入手の場合、根拠法令等確認のうえ、データ提供元・提供先の担当課間で入手方法（方式、頻度、タイミングなど）を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を入手することはできない。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・住民がマイナポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・マイナポータル申請管理の画面の誘導において、住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	本人から申告、届出等を受ける場合は、本人の個人番号カード、通知カード又は身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・住民がマイナポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	提出された書類に記載された個人番号と、システムで保有している情報に相違がある場合は、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用し、個人番号の真正性の確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・各種申告、届出等の課税資料は、提出された原本と入力内容を突合しチェックしている。 ＜庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置＞ 庁内連携による入手の場合、共通基盤システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。また、システム間連携データは連携の途中で更新することはないため、誤った情報に上書きする恐れはない。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・申告等の窓口においては、職員が書類を直接受理し、入力処理など次の処理過程に責任を持って引き継いでいる。 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。保管場所の鍵は、権限をもった者(係長級以上の職員)が管理を行う。 ・他市区町村、税務署等の他行政機関から送付される申告等の課税資料については、送付書の記載内容と送付物を突合し、一致していることを確認している。 ・eLTAX等外部サーバーから情報を入手する場合は専用回線を使用する等の方法により情報の漏えいを防止する。 ＜庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置＞ 庁内連携による入手の場合、共通基盤システムのシステム間連携制御機能を使用し、連携データがロストしない仕組みを構築している。(何らかの事情でロストが発生した場合は連携エラーとなる仕組みを講じている。) ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	＜共通基盤システム(番号制度アプリケーション機能)における措置＞ 共通基盤システムの統合宛名システム機能は符号取得専用の機能であり、各業務システムにむけて宛名情報を連携しない仕組みとしている。このため、事務に必要なない情報と紐付けを行うことはできない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号利用事務(システム)を取り扱わない部門からは個人住民税ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施する。 ・個人番号利用事務(システム)を取り扱わない部門において個人住民税システムを使用した照会(他課照会)では、利用権限により個人番号がマスク表示された状態となるような仕組みとする。 ・個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・個人住民税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員毎にユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・認証に使用するパスワードは、3か月ごとに変更する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員数のIDを業務担当課に割り当てる。利用する職員ごとにパスワードを設定し、IDとパスワードによる認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・アクセス権限の発効及び失効は、システム管理者又は代理の者が行うため、その他の者が自由に発効及び失効を行うことができない。 ・年度当初に人事情報を元にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効及び失効を実施している。 ・年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者又は代理の者が速やかに権限の発効及び失効を行う。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限がなくなった者が使用していたIDのパスワードを変更する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・人事システムから年次で人事情報を連携して権限表を作成し、権限表をもとに発効管理・失効管理を行う。 ・システム管理者は、3か月ごとにアクセス権限設定の見直しを行う。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンターで保管する。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理で行った申請ファイルのダウンロード状況はストレージ及び外部媒体に5年間保存する。 ・定期的に申請ファイルダウンロード状況照会をチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止する。 ・個人住民税システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとする。 ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用の禁止等の従業者への周知・徹底を義務付けている。 ・外部媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載したうえで複製する。なお、外部媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部媒体への書き込みができる端末、職員を限定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システムにおける措置> 【職員端末】 ・職員が抽出するデータ(EUCデータ)の抽出権限は業務に必要な範囲に限定して付与する。 ・職員に対し、個人情報保護に関する研修を必要に応じて実施する。 ・委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用の禁止等の従業者への周知徹底を義務付けている。 【サーバー】 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定されている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・外部媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載したうえで複製する。なお、外部媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部媒体への書き込みができる端末、職員を限定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク						
情報保護管理体制の確認		委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、個人情報受託管理責任者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産等)の提出を義務付けている。				
特定個人情報ファイルの開覧者・更新者の制限		[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない				
	具体的な制限方法	・運用保守業務においては、従事者名簿の提出を受け、誰がどのような作業を行うのかあらかじめ報告を義務付ける。 ・運用保守業務においては、ID、パスワードにより認証を行い、作業権限を設定する。				
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない				
	具体的な方法	・運用保守業務における特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録させる。 ・上記以外の業務における記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)を紙様式等に記録し、市において5年間保存する。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。				
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない				
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書において、保有個人情報の外部提供の禁止を明記している。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。				
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者に特定個人情報ファイルを提供する場合は、事業者、作業内容及び作業場所等を記載した申請書を事前に提出させ、提供の必要性及び作業内容の確認等を行う。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。				
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない				
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業務終了後は、返還、物理的破壊により完全に消去しなければならない。 ・委託業者が個人情報ファイルの消去を実施する場合は、その処理内容について報告書を提出させる。				
委託契約书中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない				
	規定の内容	委託契約書において、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結するよう義務付けており、覚書において、以下のことを明記している。 ・保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じること。 ・保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者を置くこと。 ・個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施すること。 ・保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。 ・原則として、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けること。 ・保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしていないこと。 ・保有個人情報を、他の従事者(担当以外の者)及び部外者に提供しないこと。 ・契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならないこと。 ・保有個人情報を複製し、又は複製しないこと。 ・保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに報告すること。 ・覚書に定める事項に関する遵守状況について、必要に応じて報告させ、又は実施調査することができる。				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない				

	具体的な方法	委託先と条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたうえで、その妥当性を確認する。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<個人住民税システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <共通基盤システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ及び外部媒体に5年間記録しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<個人住民税システムにおける措置> ・特定個人情報の提供・移転は、番号法等関連法令の規定により、その範囲を遵守し、定められた提供・移転先についてのみ行う。 ・庁内業務所管課より、特定個人情報の移転を求められた場合は、書面による事前申請を受けたうえで、移転の必要性及び妥当性、移転する内容等の審査を行い、承認したものについてのみ情報の移転を行う。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <庁内システム間連携による移転（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置> 庁内連携による移転の場合、根拠法令等確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法（方式、頻度、タイミングなど）を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システムにおける措置> ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。また、業務端末を一定時間操作しなかった場合、スクリーンセーバーにより自動的に画面をロックし、ロックの解除は、パスワードの入力を要する設定としている。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <庁内システム間連携による移転（共通基盤システム庁内連携機能経由）における措置> 庁内連携による移転の場合、根拠法令等確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法（方式、頻度、タイミングなど）を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、二重チェックを実施する。 ・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターンの制限等)や登録前の論理チェックを実施している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定している。 ＜庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置＞ ・情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。 ・庁内連携による移転の場合、根拠法令等確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・緊急時等に特定個人情報をフラッシュメモリ等の媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、データの暗号化の措置をしたうえで提供・移転を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により利用して完全に消去する。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜共通基盤システム(番号制度情報連携機能)における措置＞ ・事務担当課と事務手続きの対応表を作成し、システムに設定している。これにより目的外の情報照会を制限している。 ・共通基盤システムのシステム間連携制御機能により、予め連携機能開発したシステム以外からの情報照会依頼を許可しない措置を講じている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている	

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣（デジタル庁）が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <共通基盤システム（番号制度情報連携機能）における措置> ・情報照会機能により中間サーバーに情報照会を行う際には、共通基盤システムにおいて照会結果の変更を行わないことで、中間サーバーから入手した情報と同一であることを担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 <共通基盤システム（番号制度情報連携機能）における措置> ・中間サーバーから入手した情報照会結果を業務システムに連携する場合、システム間制御機能にて照会依頼元の連携先システムに連携している。人手を介していないため、誤った業務システムにデータが連携されたり、データを紛失することはない。 ・共通基盤システムのオンライン機能ではアクセス権限設定等により、各事務担当者が入手可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・システムを一定時間使用しなかった場合、自動的にシステムからログアウトする設定としている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜全庁的な措置＞ ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバ・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは既存システムが不正な情報提供を行うことはできない。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜全庁的な措置＞ ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバ・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、二重チェックを実施する。 ・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターンの制限等)や登録前の論理チェックを実施する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定する。 ＜全庁的な措置＞ ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバ・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<データセンターにおける措置> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市が契約するデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末については、セキュリティワイヤーにより固定、設置する執務室への業務時間外の機械警備など、物理的な対策を講じている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<全庁共通の措置(個人番号利用事務系端末における措置)> ・マイナンバー系ネットワークに接続し、インターネット系やLGWAN接続系端末とは物理的に異なる端末を使用している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・外部記憶媒体等への書き出しは原則として禁止し、制限している。 ・マイナンバー系ネットワークの各データファイルは自動的に暗号化される仕組みとしている。このため、所定の復号化ソフトを導入していない端末からはデータファイルの中身を閲覧することはできない。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	R6.3 旧システムから新システムへのデータ移行不備により、一部データ項目に不具合が生じ、市内対象者に他人の電話番号が印字されたハガキを発送した。
	再発防止策の内容	旧システムから登録データ全件の一覧を出力し、移行元データを再度突合する。差異があったものについて差異の理由を確認する。今後、ハガキ出力前にはデータの妥当性の確認を行う。

⑩死者の個人番号	[保管している]	＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号は、生存者の個人番号と同様の保管、管理を行う。	
その他の措置の内容	・特定個人情報を含むデータを電子媒体に格納して持ち運ぶ場合は、記録簿で管理するとともに、施錠できる専用ケースを使用している。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ・特定個人情報が記載された書類は、施錠ができるロッカーで管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・氏名、住所等の共通宛名情報については、住民記録システムよりリアルタイムかつ自動的に異動データを連携することにより、最新化する。 ・情報の登録・更新が必要な事象が発生した場合は、担当者が速やかに処理を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム管理者の指示を受けた運用管理者が、保管期間を経過したデータについて、個別ファイルごとに、適宜システムから消去している。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<岡山市における措置> ・評価書の記載内容に沿ったチェックリストを用いて、年1回の自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<岡山市における措置> ・情報セキュリティに関する監査を定期的実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<岡山市における措置> ・職員に対し、情報セキュリティ研修を定期的実施し、保有個人情報不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。なお、違反行為を行った者に対しては、指導を行う。 ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、従業員への研修・教育の実施や保有個人情報不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
3. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岡山市総務局総務部行政事務管理課情報公開室 700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号 問い合わせ先電話番号 086-803-1083
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について岡山市ホームページ上に表示
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿(個人市民税・県民税・森林環境税賦課業務で取り扱ったファイル)
公表場所	岡山市役所本庁舎 2階西側 行政資料室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岡山市財政局税務部課税管理課 700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目2番3号 問い合わせ先電話番号 086-803-1167
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	岡山市パブリックコメント実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、市ホームページ及び本庁、各区役所にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会による審査
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年1月1日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59の条	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	②市民税担当課長 小坂 正樹	②市民税担当課長 二宮 誠	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	①委託内容 給与支払報告書については、整理、内容点検などのデータバンチ事前処理を含む。	①委託内容 給与支払報告書については、整理、内容点検などの事前処理及びデータチェックなどの事後処理を含む。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	財政局料金課	都市整備局住宅課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先16	都市整備局住宅課	削除	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1～6, 8～15	①番号法第9条2項に基づく条例を定める予定	①岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第3項	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7	①番号法第9条2項に基づく条例を定める予定	①岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	未決定	西尾総合印刷株式会社	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59の条	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 28, 31, 31の2, 31, 31の2, 31の3, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の3の条	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅳ評価実施手続 3. 第三者点検②方法	個人情報保護審査会による審査	岡山市情報公開及び個人情報保護審査会による審査	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	財政局課税管理課	財政局税務部課税管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	(別添1)事務の内容	⑩他市回送書(紙) ⑩住登外課税通知書(紙)	⑩他市回送書(電子・紙) ⑩住登外課税通知書(電子) ※図内に「eLTAX」を追加	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財政局課税管理課	財政局税務部課税管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	財政局課税管理課	財政局税務部課税管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	都市整備局住宅課	都市整備局住宅・建築部住宅課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	保健福祉局生活保護・自立支援課	保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	保健福祉局高齢者福祉課	保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	保健福祉局介護保険課	保健福祉局高齢福祉部介護保険課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	保健福祉局国保年金課	保健福祉局保健福祉部国保年金課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	保健福祉局国保年金課	保健福祉局保健福祉部国保年金課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	保健福祉局医療助成課	保健福祉局保健福祉部医療助成課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	保健福祉局医療助成課	保健福祉局保健福祉部医療助成課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	保健福祉局障害福祉課	保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10	保健福祉局こころの健康センター	保健福祉局保健福祉部こころの健康センター	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13	岡山っ子育て成局こども福祉課	岡山っ子育て成局子育て支援部こども福祉課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	岡山っ子育て成局こども福祉課	岡山っ子育て成局子育て支援部こども福祉課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先15	岡山っ子育成局こども園推進課、保育園・幼稚園課	岡山っ子育成局保育・幼児教育部就園管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	V 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	岡山市総務局行政事務管理課情報公開室	岡山市総務局総務部行政事務管理課情報公開室	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ ①連絡先	岡山市財政局課税管理課	岡山市財政局税務部課税管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年5月1日	I 基本情報 7評価実施期間における担当部署 ②所属長	市民税担当課長 二宮 誠	市民税担当課長	事後	様式変更による
平成30年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 件数	4件	5件	事後	新規委託業務の開始による
平成30年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	追加	事後	新規委託業務の開始による
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 28, 31, 31の2, 31の3, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の3の条	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の2の2, 59の3の条	事後	連携根拠追加
令和1年6月19日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	—	追加	事前	新規システムの運用開始による(予定)
令和2年9月15日	I 基本情報 2. システム5ー①	共通基盤システム(庁内連携・団体内統合宛名システム)	共通基盤システム(庁内連携機能・団体内統合宛名機能、番号制度情報連携機能)	事後	重要な変更にあたらないため
令和2年9月15日	I 基本情報 2. システム6ー①	⑤帳票印刷管理機能 :印刷データの格納・取得、印刷処理を管理する機能。	先記述を削除。(最新状況で見直した結果)	事後	重要な変更にあたらないため
令和2年9月15日	(別添1)事務内容 備考	—	最新状況で見直し。	事後	重要な変更にあたらないため
令和2年9月15日	Ⅱ ファイルの概要 4. 一委託事項1	両備システムズを記載。	両備システムズの記載を削除。(両備システムズの委託範囲として番号法に基づく特定個人情報を取り扱う(取得、利用、保存、提供、削除)事務は委託していないため。)	事後	重要な変更にあたらないため
令和2年9月15日	Ⅱ ファイルの概要 4. 一委託事項4	西尾総合印刷を記載。	西尾総合印刷の記載を削除。(西尾総合印刷の委託範囲として番号法に基づく特定個人情報を取り扱う(取得、利用、保存、提供、削除)事務は委託していないため。)	事後	重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. ーリスク1ー対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止している。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。	<庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置> 庁内連携による入手の場合、根拠法令等確認のうえ、データ提供元の担当課と入手内容を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた内容以外の情報を入手することはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. ーリスク2	<共通基盤システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、不適切な方法による入手を防止している。(業務ポータルからのシングルサインオンの場合) ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。	<庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置> 庁内連携による入手の場合、根拠法令等確認のうえ、データ提供元・提供先の担当課間で入手方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を入手することはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. ーリスク3ー特定個人情報情報の正確性確保の措置	<共通基盤システムにおける措置> ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び個人住民税システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。	<庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置> 庁内連携による入手の場合、共通基盤システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。また、システム間連携データは連携の途中で更新することはできないため、誤った情報に上書きする恐れはない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. ーリスク4ー入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な操作による情報漏えいを防止している。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止している。	<庁内システム間連携による入手(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置> 庁内連携による入手の場合、共通基盤システムのシステム間連携制御機能を使用し、連携データがロストしない仕組みを構築している。(何らかの事情でロストが発生した場合は連携エラーとなる仕組みを講じている。)	事後	補足を追加
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. ーリスク1ー宛名システム等における措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ・団体内統合宛名管理機能を有する共通基盤システムにおいては、システム間連携機能により、連携する庁内業務システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止している。	<共通基盤システム(番号制度アプリケーション機能)における措置> 共通基盤システムの統合宛名システム機能は符号取得専用の機能であり、各業務システムにむけて宛名情報を連携しない仕組みとしている。このため、事務に必要な情報と紐付けを行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. ーリスク2ーユーザー認証の管理	<共通基盤システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザIDを発効し、認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 <個人住民税システムにおける措置> ・個人住民税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員毎にユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する。	<個人住民税システムにおける措置> ・個人住民税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員毎にユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・認証に使用するパスワードは、3か月ごとに変更する。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. ーリスク2ーアクセス権限の失効・発行の管理	<共通基盤システムにおける措置> ・アクセス権限の発効及び失効は、システム管理者の権限により行うため、その他の者が自由に発効及び失効を行うことができない。 ・年度当初に人事情報を元にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効及び失効を実施している。 ・年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者が速やかに権限の発効及び失効を行う。	記載削除。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. ーリスク2ーアクセス権限の管理	<共通基盤システムにおける措置> ・ユーザIDごとにシステム管理者がアクセス権限を設定している。 ・システム管理者は、定期的アクセス権限設定の見直しを行う。 <個人住民税システムにおける措置> ・人事システムから年次で人事情報を連携して権限表を作成し、権限表をもとに発効管理・失効管理を行う。 ・システム管理者は、定期的アクセス権限設定の見直しを行う。	<個人住民税システムにおける措置> ・人事システムから年次で人事情報を連携して権限表を作成し、権限表をもとに発効管理・失効管理を行う。 ・システム管理者は、3か月ごとにアクセス権限設定の見直しを行う。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. ーリスク1ー不正な提供・移転が行われるリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先・連携日時等)としてシステム内に記録している。	<共通基盤システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先・連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. ーリスク2ー不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・庁内連携による他業務システムとの連携は、共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による提供・移転を防止している。	<庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置> ・庁内連携による移転の場合、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. ーリスク3ー誤った情報を・・・、誤った相手	<共通基盤システムにおける措置> ・庁内連携による他業務システムとの連携は、共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、誤った相手への提供・移転を防止している。 ・情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。	<庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置> ・情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。 ・庁内連携による移転の場合、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク1. ー目的外の入手が行われるリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・中間サーバーとの情報連携は、共通基盤システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバーへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・共通基盤システムにおいて、中間サーバーへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・システムを一定時間使用しなかった場合、自動的にシステムからログアウトする設定としている。	<共通基盤システム(番号制度情報連携機能)における措置> ・事務担当課と事務手続きの対応表を作成し、システムに設定している。これにより目的外の情報照会を制限している。 ・共通基盤システムのシステム間連携制御機能により、予め連携機能開発したシステム以外からの情報照会依頼を許可しない措置を講じている。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク2. ー安全が保たれない方法で入手が行われるリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・情報照会機能により中間サーバーに情報照会を行う際には、共通基盤システムにおいてアクセス元の業務システムや情報照会が可能な権限等を制限している。	<本市における全庁的な措置> ・本市の中間サーバ連携用サーバは専用のDMZ区画に設置している。また、中間サーバ連携用サーバとの通信は共通基盤システムに限定することで庁内からの不正な通信を遮断するなどして、安全性を確保している。 ・間接的に中間サーバと情報連携を行う各業務システムは番号利用事務系ネットワークに接続しており、インターネット系ネットワークとは論理的に分離することで安全性を確保している。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク4. ー入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止している。 ・情報照会機能により中間サーバーに情報照会を行う際には、共通基盤システムにおいてアクセス元の業務システムや情報照会が可能な権限等を制限している。 ・認証管理機能によりログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。また、業務端末を一定時間操作しなかった場合、スクリーンセーバーにより自動的に画面をロックし、ロックの解除は、パスワードの入力を要する設定としている。	<共通基盤システム(番号制度情報連携機能)における措置> ・中間サーバーから入手した情報照会結果を業務システムに連携する場合、システム間制御機能にて照会依頼元の連携先システムに連携している。入手を介していないため、誤った業務システムにデータが連携されたり、データを紛失することはない。 ・共通基盤システムのオンライン機能ではアクセス権限設定等により、各事務担当者が入手可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・システムを一定時間使用しなかった場合、自動的にシステムからログアウトする設定としている。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク5. ー不正な提供が行われるリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・中間サーバーとの情報連携は、共通基盤システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバーへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・共通基盤システムにおいて、中間サーバーへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・特定個人情報ファイルの情報連携の記録はシステムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	<全庁的な措置> ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバー・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは既存システムが不正な情報提供を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク6. ー不適切な方法で提供されるリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・中間サーバーとの連携は、行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)の通信に限定している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携の記録はシステムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーで取得した情報提供に係るシステムログを使用し、不適切な方法で提供が行われていないか必要に応じて確認する。	<全庁的な措置> ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバー・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク7. ー誤った情報を・・・、誤った相手	<共通基盤システムにおける措置> ・情報連携機能により、中間サーバーに情報提供を行う際には、共通基盤システムにおいてアクセス元の業務システムや情報提供が可能な権限等を制限している。 ・団体内連携テスト、情報提供ネットワークシステムとの連携テスト・総合運用テスト等の検証工程で、特定個人情報の正確性を十分に検証したうえで、中間サーバーに誤った情報を提供した場合のリカバリ手順等を明確にする。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーに誤った情報を提供した場合のリカバリ手順等を明確にする。	<全庁的な措置> ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバー・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. ー⑤物理的対策	<岡山市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市の管理するデータセンター及び庁舎内のサーバーールームに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。	<データセンターにおける措置> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市が契約するデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. ー⑥技術的対策	<岡山市における措置> ・業務システムサーバー及び業務端末にはウイルス対策ソフトを導入し、共通基盤システムの運用管理機能により、定期的にパターンファイルやセキュリティパッチ等の配布を行っている。 ・ネットワーク間にファイアウォールを設置し、通信制御を行っている。	<全庁共通の措置(個人番号利用事務系端末における措置)> ・番号利用事務系ネットワークに接続し、インターネット系やLGVAN接続系端末とは物理的に異なる端末を使用している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・外部記憶媒体等への書き出しは原則として禁止し、制限している。 ・番号利用事務系ネットワークの各データファイルは自動的に暗号化される仕組みとしている。このため、所定の復号化ソフトを導入していない端末からはデータファイルの中身を閲覧することはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. ーその他の措置の内容	ー	・特定個人情報を含むデータを電子媒体に格納して持ち運ぶ場合は、記録簿で管理するとともに、施錠できる専用ケースを使用している。 ・特定個人情報記載された書類は、施錠ができるロッカーで管理している。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の2の2, 59の3の条	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の2の2, 59の3の条	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 (4)記録される項目 主な記録項目	[]生活保護・社会福祉関係情報	[○]生活保護・社会福祉関係情報	事後	記載の整理
令和2年9月15日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(5)件	(3)件	事後	重要な変更にあたらなないため
令和2年9月15日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提出先4-①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらなないため
令和2年9月15日	III リスク対策(プロセス) 3. リスク4ーリスクに対する措置の内容	【職員端末】 ・職員が抽出するデータ(EUCデータ)の抽出権限は業務に必要な範囲に限定して付与する。 ・職員に対し、個人情報保護に関する研修を必要に応じて実施する。 ・委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用の禁止等の従業者への周知徹底を義務付けている。 【サーバー】 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定されている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	<個人住民税システムにおける措置> 【職員端末】 ・職員が抽出するデータ(EUCデータ)の抽出権限は業務に必要な範囲に限定して付与する。 ・職員に対し、個人情報保護に関する研修を必要に応じて実施する。 ・委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用の禁止等の従業者への周知徹底を義務付けている。 【サーバー】 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定されている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	III リスク対策(プロセス) 3. リスク4ー特定個人情報の使用・・・に対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンサーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・個人番号が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンサーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	III リスク対策(プロセス) 3. リスク3ーリスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止する。 ・個人住民税システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとする。 ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用の禁止等の従業者への周知・徹底を義務付けている。	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止する。 ・個人住民税システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとする。 ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用の禁止等の従業者への周知・徹底を義務付けている。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	III リスク対策(プロセス) 4. 一情報保護管理体制の確認	委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、個人情報受託管理責任者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産等)の提出を義務付けている。	委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、個人情報受託管理責任者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産等)の提出を義務付けている。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 一委託先から他者への… 順守の確認方法	・個人情報の取扱委託に関する覚書において、保有個人情報の外部提供の禁止を明記している。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。	・個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書において、保有個人情報の外部提供の禁止を明記している。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 一規定の内容	委託契約書において、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結するよう義務付けており、覚書において、以下のことを明記している。 ・保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じること。 ・保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者を置くこと。 ・個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施すること。 ・保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。 ・原則として、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けること。 ・保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしないこと。 ・保有個人情報を、他の従事者(担当以外の者)及び部外者に提供しないこと。 ・契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならないこと。 ・保有個人情報を複写し、又は複製しないこと。 ・保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに報告すること。	委託契約書において、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結するよう義務付けており、覚書において、以下のことを明記している。 ・保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じること。 ・保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者を置くこと。 ・個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施すること。 ・保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。 ・原則として、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けること。 ・保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしないこと。 ・保有個人情報を、他の従事者(担当以外の者)及び部外者に提供しないこと。 ・契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならないこと。 ・保有個人情報を複写し、又は複製しないこと。 ・保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに報告すること。 ・覚書に定める事項に関する遵守状況について、必要に応じて報告させ、又は実施調査することができる。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 一具体的な方法	委託先と条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたとうえで、その妥当性を確認する。	委託先と条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたとうえで、その妥当性を確認する。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. 一リスク1—ルールの内容 …確認方法	＜個人情報システムにおける措置＞ ・特定個人情報の提供・移転は、番号法等関連法令の規定により、その範囲を遵守し、定められた提供・移転先についてのみ行う。 ・庁内業務所管課より、特定個人情報の移転を求められた場合は、書面による事前申請を受けたうえで、移転の必要性及び妥当性、移転する内容等の審査を行い、承認したのについてのみ情報の移転を行う。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。	＜個人情報システムにおける措置＞ ・特定個人情報の提供・移転は、番号法等関連法令の規定により、その範囲を遵守し、定められた提供・移転先についてのみ行う。 ・庁内業務所管課より、特定個人情報の移転を求められた場合は、書面による事前申請を受けたうえで、移転の必要性及び妥当性、移転する内容等の審査を行い、承認したのについてのみ情報の移転を行う。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ＜庁内システム間連携による移転(共通基盤システム内連携機能経由)における措置＞ ・庁内連携による移転の場合、根拠法令等確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	[有料]	[無料]	事後	重要な変更にあたらないため
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. 一リスク2—特定個人情報の使用の記録	・特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンターで保管する。	・特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録する。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンターで保管する。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. ー特定個人情報ファイルの取扱いの記録	・運用保守業務における特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録させる。 ・上記以外の業務における記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)を紙様式等に記録し、市において5年間保存する。	・運用保守業務における特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録させる。 ・上記以外の業務における記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)を紙様式等に記録し、市において5年間保存する。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. ーリスク1ー特定個人情報提供・移転の記録	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. ーリスク2ーリスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。また、業務端末を一定時間操作しなかった場合、スクリーンセーバーにより自動的に画面をロックし、ロックの解除は、パスワードの入力を要する設定としている。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ＜庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置＞ ・庁内連携による移転の場合、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。また、業務端末を一定時間操作しなかった場合、スクリーンセーバーにより自動的に画面をロックし、ロックの解除は、パスワードの入力を要する設定としている。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置＞ ・庁内連携による移転の場合、根拠法令等確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. ーリスク3ーリスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、二重チェックを実施する。 ・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターンの制限等)や登録前の論理チェックを実施している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定している。 ＜庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置＞ ・情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。 ・庁内連携による移転の場合、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、二重チェックを実施する。 ・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターンの制限等)や登録前の論理チェックを実施している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定している。 ＜庁内システム間連携による移転(共通基盤システム庁内連携機能経由)における措置＞ ・情報の移転元業務システムと共通基盤システム及び移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。 ・庁内連携による移転の場合、根拠法令等確認のうえ、データ移転元・移転先の担当課間で移転方法(方式、頻度、タイミングなど)を予め合意している。システム間連携においては予め取り決めた方法以外で情報を移転を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5. ーリスク3	緊急時等に特定個人情報をフラッシュメモリ等の媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、データの暗号化の措置をしたうえで提供・移転を行う。	・緊急時等に特定個人情報をフラッシュメモリ等の媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、データの暗号化の措置をしたうえで提供・移転を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク1ーリスクに対する措置の内容	<個人住民税システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。	<個人住民税システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク2ーリスクに対する措置の内容	<個人住民税システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ネットワーク間にファイアウォールを設置し、通信制御を行う。	<個人住民税システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの情報連携は、共通基盤システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ及び外部媒体に5年間記録している。また、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・ネットワーク間にファイアウォールを設置し、通信制御を行う。	事後	記載の整理
令和2年9月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. ーリスク1ーその他の措置の内容	・特定個人情報を含むデータを電子媒体に格納して持ち運ぶ場合は、記録簿で管理するとともに、施錠できる専用ケースを使用している。 ・特定個人情報が記載された書類は、施錠ができるロッカーで管理している。	・特定個人情報を含むデータを電子媒体に格納して持ち運ぶ場合は、記録簿で管理するとともに、施錠できる専用ケースを使用している。 ・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・特定個人情報が記載された書類は、施錠ができるロッカーで管理している。	事後	記載の整理
令和3年9月30日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の2の2, 59の3の条	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 27項 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]移転を行っている (16) 件	[○]移転を行っている (15) 件	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提出先1ー①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提出先1ー②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提出先4ー①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11	保健所保健課	保健所感染症対策課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク1ーリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号(別表第2)及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク2ーリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣(デジタル庁)が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. ーリスク3ーリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣(デジタル庁)が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	別添2の1～625	別添2のとおり	事後	重要な変更にあたらないうため
令和4年11月29日	Ⅱ 基本情報 1. ーシステム5ー①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携・団体内統合宛名システム)	共通基盤システム(庁内連携・団体内統合宛名システム、番号制度情報連携機能)	事後	重要な変更にあたらないうため
令和4年11月29日	Ⅰ 基本情報 5. ー法令上の根拠	・番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係)	・番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和4年11月29日	Ⅰ 基本情報 6. ー②法令上の根拠	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 27項 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 27項 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和4年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. ー提供・移転の有無	[○]提供を行っている(61件)	[○]提供を行っている(62件)	事後	重要な変更にあたらないうため
令和4年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. ー委託事項3ー⑥委託先名	株式会社両備システムズ	未決定	事後	重要な変更にあたらないうため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.―①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
令和4年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.―③消去方法	<個人住民税システムにおける措置> ・保管期間を超えたデータについて、システム上で一括消去する。(データベースから物理的に削除する。) ・ディスク交換やハード更改等の際は、個人住民税システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハード更改、LTO媒体の廃棄等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者又は岡山市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<個人住民税システムにおける措置> ・保管期間を超えたデータについて、システム上で一括消去する。(データベースから物理的に削除する。) ・ディスク交換やハード更改等の際は、個人住民税システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハード更改、LTO媒体の廃棄等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者又は岡山市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	総務省の情報セキュリティポリシーに準拠した運用に伴う記載の修正 J-LISの記載例更新に伴う修正
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -リスク2 -特定個人情報の使用の記録 -具体的な方法	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	セキュリティポリシー改定に伴う変更
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -特定個人情報ファイルの取扱いの記録 -具体的な方法	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	セキュリティポリシー改定に伴う変更
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 -特定個人情報の消去ルール -ルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託業務終了後は、返還、破棄もしくは専用ソフト等を利用して完全に消去しなければならない。	・委託業務終了後は、返還、物理的破壊により完全に消去しなければならない。	事後	セキュリティポリシー改定に伴う変更
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 -リスク1 -特定個人情報の提供・移転の記録 -具体的な方法	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	セキュリティポリシー改定に伴う変更
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 -リスク1 -特定個人情報の提供・移転に関するルール -ルール内容及びルール遵守の確認方法	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	セキュリティポリシー改定に伴う変更
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 -リスク2 -リスクに対する措置の内容	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	セキュリティポリシー改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 - 特定個人情報の提供・移転におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	セキュリティポリシー改定に伴う変更
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. ーリスク1. 一目的外の入手が行われるリスク。ーリスクに対する措置の内容 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. ー③ 消去方法	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号(別表第2)及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. ーリスク3. 一入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク。ーリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣(デジタル庁)が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣(デジタル庁)が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. ーリスク4. 一入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。ーリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. ーリスク5. ー不正な提供が行われるリスク。ーリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. ーリスク6. ー不適切な方法で提供されるリスク。ーリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
令和4年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. ーリスク7. ー誤った情報を提供してしまうリスク。誤った相手に提供してしまうリスク。ーリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 ・(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 ・(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 一情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 一⑤物理的対策、一具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク 一その他の措置の内容	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	セキュリティポリシー改定に伴う変更
令和4年11月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 一特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ストレージ及び外部媒体を廃棄する際は保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	セキュリティポリシー改定に伴う変更
令和4年11月29日	Ⅳその他のリスク対策 2. 一従業者に対する教育・啓発一具体的な方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	J-LISの記載例更新に伴う修正
令和5年11月8日	V開示請求、問合せ 1. 個人情報の開示・訂正・利用停止請求	個人情報目録(個人市民税・県民税賦課業務で取り扱ったファイル)	個人情報ファイル簿(個人市民税・県民税賦課業務で取り扱ったファイル)	事後	個人情報保護法改正に伴う修正
令和5年11月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 別紙	22. フラグ予備2から26. フラグ予備6	削除。 削除に伴い以降の項目番号を変更	事後	項目名変更のため
令和5年11月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 別紙		1040. 標準フラグ予備9 以降を追加	事後	項目追加のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別表 番号法別表第2の8項等 提供先における事務	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和6年9月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、番号法においては、別表第二に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。	なお、番号法においては、番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。	事後	番号法改正による
令和6年9月4日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 一法令根拠	番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項	事後	番号法改正による
令和6年9月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 一②法令根拠	【照会】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 27項 【提供】 番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)	【照会】 番号法第19条8号に基づく主務省令 第2条の表48の項 【提供】 番号法第19条8号に基づく主務省令 第2条の表 (1, 2, 3, 4, 5, 7, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)	事後	番号法改正による
令和6年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 一⑤本人への明示	各種課税資料の入手については、地方税法第45条の2及び第317条の2(申告書の提出義務)、同法第317条の6第1項(給与支払報告書の提出義務)、同法同条第4項(公的年金等支払報告書の提出義務)等に規定されている。なお、情報提供ネットワークシステムによる入手については、番号法の別表第2の27の項において規定されている。	各種課税資料の入手については、地方税法第45条の2及び第317条の2(申告書の提出義務)、同法第317条の6第1項(給与支払報告書の提出義務)、同法同条第4項(公的年金等支払報告書の提出義務)等に規定されている。なお、情報提供ネットワークシステムによる入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項の項において規定されている。	事後	番号法改正による
令和6年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 一委託事項1 一⑧再委託の許諾方法	委託先と条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させただうで、その妥当性を確認する。	委託先と法に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させただうで、その妥当性を確認する。	事後	法令改正によるもの
令和6年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 一提供先1 一①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による
令和6年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 一提供先1 一②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表に定める各事務	事後	番号法改正による
令和6年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 一提供先1 一別表	—	最新状況に見直し	事後	番号法改正による
令和6年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 一別添2	別添2の1～1122	別添2のとおり	事後	重要な変更にあたらないため
令和6年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 一リスク1 一⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	事案発生により追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ーリスク1 ー⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか ーその内容	ー	R6.3 旧システムから新システムへのデータ移行不備により、一部データ項目に不具合が生じ、市内対象者に他人の電話番号が印字されたハガキを発送した。	事後	事案発生により追記
令和6年9月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ーリスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか ー再発防止策の内容	ー	旧システムから登録データ全件の一覧を出力し、移行元データを再度突合する。差異があったものについて差異の理由を確認する。 今後、ハガキ出力前にはデータの妥当性の確認を行う。	事後	事案発生により追記
令和6年9月4日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ー④個人情報ファイル簿の公表 ー個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿(個人市民税・県民税賦課業務で取り扱ったファイル)	個人情報ファイル簿(個人市民税・県民税・森林環境税賦課業務で取り扱ったファイル)	事後	重要な変更にあたらなため
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム4ー②システムの機能	①所得税確定申告書等のデータ(国税連携データ)をeLTAX審査クライアントから取込み、個人住民税システム用にデータ変換を行う。 ②資料番号を採番する。 ③受信データの管理、検索、帳票印刷等の事務処理を行う。 ④イメージ管理システム連携用ファイルの作成処理を行う。	他システムの機能である③を削除し④を③に変更	事後	重要な変更にあたらなため
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム10	ー	追加	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー3. 特定個人情報の入手・使用ー②入手方法	その他(eLTAX、住民基本台帳ネットワークシステム)	その他(eLTAX、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル申請管理)	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託ー委託事項2ー①委託内容	紙で提出された課税資料(給与支払報告書、住民税申告書等)から税務システムで利用できる電子データファイルを作成する。給与支払報告書については、整理、内容点検などの事前処理及びデータチェックなどの事後処理を含む。	紙または電子データで提出された課税資料(確定申告書、住民税申告書等)から税務システムで利用できる電子データファイルを作成する。	事前	重要な変更にあたるため 記載の整理
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託ー委託事項2ー②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲ー対象となる本人の範囲	①賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人 ②本市の各区区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者 ①、②のうち、課税資料を紙様式により提出した者	①賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人 ②本市の各区区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託ー委託事項2ー④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	フラッシュメモリ	事後	重要な変更にあたらなため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先2ー⑥提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	削除	事後	重要な変更にあたらなため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー5. 特定個人情報の提供・移転-提供先(委託に伴うものを除く。)-5ー⑥提供方法	ー	その他(eLTAX)を追加	事後	重要な変更にあたらなため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－① 保管場所	<個人住民税システムにおける措置> ・個人住民税システムは、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された個人住民税システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージに保存する。 <共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムは、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された共通基盤システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージ及びLTO媒体に保存する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<岡山市における措置> ・岡山市の管理するデータセンターに設置したサーバーに保管する。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 <個人住民税システムにおける措置> ・特定個人情報は、サーバー室に設置された個人住民税システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージに保存する。 <共通基盤システムにおける措置> ・特定個人情報は、サーバー室に設置された共通基盤システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージ及びLTO媒体に保存する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載の整理
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－③ 消去方法	－	下記を追加 <岡山市における措置> ・サーバーに保管したデータは、保存期間を超えたら消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者又は岡山市担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載の整理
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手－リスク1－対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	－	下記を追加 <マイナポータル申請管理における措置> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手－リスク1－必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	－	下記を追加 <マイナポータル申請管理における措置> ・住民がマイナポータル申請管理の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手－リスク2－リスクに対する措置の内容	－	下記を追加 <マイナポータル申請管理における措置> ・住民がマイナポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・マイナポータル申請管理の画面の誘導において、住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていたり、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手－リスク3－入手の際の本人確認の内容	－	下記を追加 <マイナポータル申請管理における措置> ・住民がマイナポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手－リスク3－特定個人情報の正確性確保の措置の内容	－	下記を追加 <マイナポータル申請管理における措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手－リスク4－リスクに対する措置の内容	－	下記を追加 <マイナポータル申請管理における措置> ・マイポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用－リスク2－ユーザー認証の管理－具体的な管理方法	－	下記を追加 <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員数のIDを業務担当課に割り当てる。利用する職員ごとにパスワードを設定し、IDとパスワードによる認証を行う。	事前	重要な変更にあたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用—リスク2—アクセス権限の発効・失効の管理—具体的な管理方法	—	下記を追加 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なとなるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限がなくなった者が使用していたIDのパスワードを変更する。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用—リスク2—アクセス権限の管理—具体的な管理方法	—	下記を追加 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用—リスク2—特定個人情報の使用記録—具体的な方法	—	下記を追加 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理で行った申請ファイルのダウンロード状況はストレージ及び外部媒体に5年間保存する。 ・定期的に申請ファイルダウンロード状況照会をチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用—リスク3—リスクに対する措置内容	—	下記を追加 ・外部媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載したうえで複製する。なお、外部媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部媒体への書き込みができる端末、職員を限定している。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用—リスク4—リスクに対する措置内容	—	下記を追加 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・外部媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載したうえで複製する。なお、外部媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部媒体への書き込みができる端末、職員を限定している。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去—リスク1—⑤物理的対策—具体的な対策の内容	—	下記を追加 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末については、セキュリティワイヤーにより固定、設置する執務室への業務時間外の機械警備など、物理的な対策を講じている。	事前	重要な変更にあたるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去—リスク1—⑥技術的対策—具体的な対策の内容	—	下記を追加 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更にあたるため
	(別添1)事務の内容	事業所→①給与支払報告書【電子】→個人住民税システム 事業所→①公的年金支給報告書【電子】→個人住民税システム 事業所→①給与支払報告書【媒体】→個人住民税システム	事業所→①給与支払報告書【電子】→国税連携支援システム→個人住民税システム 事業所→①公的年金支給報告書【電子】→国税連携支援システム→個人住民税システム 事業所→①給与支払報告書【媒体】→国税連携支援システム→個人住民税システム	事後	記載の整理
	(別添2)事務の内容	—	・住民からの情報の流れに①住民税申告書【電子】の流れを一式追加	事前	重要な変更にあたるため
	(別添1)事務の内容 備考	①課税資料(確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)を受け、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、紙媒体のものについては、データバンチ委託業者にて電子ファイル化する。この電子ファイルには個人番号が含まれる。	①課税資料(確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)を受け、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、紙または電子データで提出された課税資料については、データバンチ委託業者にて個人住民税システムに取り込み可能な電子ファイルにする。この電子ファイルには個人番号が含まれる。	事前	重要な変更にあたるため